

2021年8月18日

株式会社レナサイエンス

代表取締役社長 内藤 幸嗣

問合せ先： 管理部 TEL:03-6262-0873

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を重視し、経営の効率性を高めると共に、継続的な事業発展、持続的な企業価値の向上に資する様にコーポレート・ガバナンスの充実に取組むと共に、ステークホルダーに公正な経営情報の開示及びその適正性を確保してまいります。

また、内部統制システムを整備・運用し経営の健全性、透明性の確保並びにコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
宮田敏男	3,420,000	34.10
大和日台バイオベンチャー投資事業有限責任組合	2,341,200	23.34
宮田 あや	1,200,000	11.97
宮田 萌美	1,050,000	10.47
加藤 敬子	600,000	5.98
宮田 光世	480,000	4.79
THVP - 1号投資事業有限責任組合	360,000	3.59
SMBC 社会課題解決投資事業有限責任組合	150,000	1.50
KSP5号投資事業有限責任組合	120,000	1.20
宮田 一慶	120,000	1.20

支配株主（親会社を除く）名	宮田 敏男、宮田あや、宮田 萌美
---------------	------------------

親会社名	なし
------	----

補足説明

主要株主と当該主要株主の近親者 5 名が所有する株式数を合わせて過半数を有しております。
--

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	3月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>現在支配株主との取引は行っておらず、原則として支配株主との取引を行わない方針であります。しかしながら、将来において取引を行う可能性が生じた場合は、市場実勢価格等を勘案し他の一般取引と同様に適正な条件の下に行うことを基本方針とし、少数株主に不利益を与えることのないよう適切に対応することとしております。また、支配株主との取引が発生する場合には、法令や社内規程に基づき、取締役会の決議を経たうえで行うと共に、監査役監査等を通じて、適正な取引が行われているかを監視することとしております。</p>
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。
-------------

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名

社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
東 康 夫	他の会社の出身者												
市川 充	弁護士												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
東 康 夫	○	—	化学薬品企業の代表取締役として株式上場へ導いた実績を有し、現在も取締役会長として第一線で経営に活躍されています。上場会社の経営に20余年に亘り手腕を発揮しており内部統制及び法令遵守等に豊富な知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場から当社の企業活動に大きく資すると判断し社外取締役に選任しております。 また、当社と同氏の間特別な利害関係は

			なく、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立した立場で取締役の業務執行を監督することが期待できるため、同氏を独立役員に指定しました。
市川 充	○	—	<p>弁護士であり、かつ、東証一部上場企業の社外役員を務められていることから法務及び企業経営に関する豊富な経験を有しております。この経験を生かし、コンプライアンスの観点から当社の経営全体に対して提言していただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制強化が期待できるため、更なる企業の健全性の確保に資すると判断し、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、当社と同氏の間特別な利害関係はなく、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立した立場で取締役の業務執行を監督することが期待できるため、同氏を独立役員に指定しました。</p>

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当と監査役は、相互に計画書や監査書類の閲覧や聴取により緊密に情報交換を行うと共に、重要な会議に出席することによって情報の共有を図っております。また、内部監査担当及び監査役並びに会計監査人における情報交換、意見交換については、期末及び四半期毎に開催される監査報告会において、監査役及び内部監査担当が参席し情報共有を行い、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松垣 幹夫	他の会社の出身者													
伊藤 秀行	税理士													
安藤 英廣	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
松垣 幹夫	○	—	長年の金融機関で培われた検査・監査業務についての豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験と見識を当会社の監査体制に活かしていただけると判断し社外監査役に選任しております。また、当社と同氏の間特別な利害関係

			はなく、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立した立場で取締役の業務執行を監督することが期待できるため、同氏を独立役員に指定しました。
伊藤 秀行	○	—	<p>税務業務に精通し、複数社の監査役を経験されており、豊富な経験と高い見識を有しております。これらのその専門的な知識・経験と見識等を当会社の監査体制に活かしていただけると判断し社外監査役に選任しております。</p> <p>また、当社と同氏の間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立した立場で取締役の業務執行を監督することが期待できるため、同氏を独立役員に指定しました。</p>
安藤 英廣	○	—	<p>製薬企業等の事業開発・ライセンスング業務に精通し、専門的な知識と経験を有しております。これらの豊富な知識と経験、専門性を当会社の監査体制に活かしていただけると判断し社外監査役に選任しております。</p> <p>また、当社と同氏の間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立した立場で取締役の業務執行を監督することが期待できるため、同氏を独立役員に指定しました。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
<p>その他独立役員に関する事項</p> <p>独立役員の資格を満たす社外取締役2名及び社外監査役3名全てを独立役員に指定しております。</p>	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として導入しております。
--------------------------------------

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の役職員に対して、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として導入しております。
---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円を超える者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。
---

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、「役員規程」により定めております。具体的には、取締役ごとの報酬等については、株主総会で決定した限度額の範囲内で、役員報酬等内規を参考とすることを条件に代表取締役社長に一任する取り扱いとしております。また、監査役ごとの報酬等については、株主総会で決定した限度額の範囲内で、監査役会において決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の事務局である管理部門は、取締役会の資料を事前に社外取締役を含む取締役に送付し十分に検討できる時間を確保するとともに、審議事項を説明することにより、独立した立場で意見を述べることができるよう支援しています。
---

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を重視し、経営の効率性を高めると共に、継続的な事業発展、持続的な企業価値の向上に資するようコーポレート・ガバナンスの充実に取組むと共に、ステークホルダーに公正な経営情報の開示及びその適正性を確保してまいります。また、内部統制システムを整備・運用し経営の健全性、透明性の確保並びにコンプライアンスの徹底に努めてまいります。
---

(1) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長の内藤幸嗣を議長とし、取締役の宮田敏男、池田和博、加藤翔、東
--

康夫（社外取締役）、市川充（社外取締役）の計6名で構成され、そのうち2名が社外取締役であります。取締役会は、原則月1回定期開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催し、会社の経営方針、経営戦略、年度予算その他重要な事項の意思決定と業務執行の監督を行っております。また、取締役会には、監査役3名が出席し、取締役会の意思決定や業務執行を監視できる体制となっております。

(2) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役の松垣幹夫を議長とし、非常勤監査役の伊藤秀行、安藤英廣の計3名で構成され、その全員が社外監査役であります。監査役会は、原則月1回定期開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、取締役会の意思決定の適法性について意見交換する等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。また、監査役は、取締役会等重要な会議への出席、代表取締役社長や各管掌取締役との面談、重要書類の閲覧を通じて、意思決定プロセスの妥当性の検証を行っております。更に、内部監査室及び会計監査人との連携により、経営に対する適切な監視と効率的な監査を実施しております。

(3) 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役社長の内藤幸嗣を議長とし、常勤の取締役及び従業員で構成されており、常勤監査役がオブザーバーとして参加しております。経営会議は、原則月1回定期開催し、取締役会に付議すべき事項や、取締役会の委任に基づく決裁事項、業務全般に関する事項等を協議しております。

(4) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、常勤取締役、部門長、内部監査室長で構成されており、必要に応じて監査役が出席しております。当社の企業運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置付けており、原則半年に1回開催し、コンプライアンス及びリスクマネジメントに係る体制の構築及びその推進に関する事項について検討、審議等を行っております。

当社は、定款において会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めております。なお、当社と各社外取締役及び監査役は、同規定に基づき賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく株主総会及び取締役会のほか、監査役会を設置しております。現状の事業規模を考慮し、当体制が、経営監視機能として有効であり、業務執行の観点からも適切であると判断し、当体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知	今後検討すべき事項と考えております。



の早期発送	
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主の皆様にごできるだけ株主総会へ参加いただけるよう、総会集中日を避けた開催日とするよう配慮して参ります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。
その他	当社は、株主の皆様のご議案検討及び議決権の適切な行使に資する様に招集通知の当社 Web 上に於ける開示を検討して参ります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後、当社ホームページ上での公表を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家の皆様に、当社の認知及び事業内容に対する理解の深化等を促進するため、主だった取締役による説明会の開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	本決算及び第2四半期決算発表時の年2回、主だった取締役の説明によるアナリスト・機関投資家向け決算説明会の開催を検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	非居住投資家数の状況を鑑みながら検討して参ります。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ上に於いて、決算情報、その他開示資料等の掲載を検討しております。	
IR に関する部署(担当者)の設置	IR 活動は管理部が担当する予定であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社「企業規範」におきまして、すべてのステークホルダーや社会から信頼され評価される企業であるべき旨定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社事業に係る環境への配慮及び事業を介したCSR活動に努める予定であります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、情報開示の基準、方法等を定めすべてのステークホルダーに向けて適時適切且つ公平な会社情報の開示に努めて参ります。
その他	当社は、多様性のある職場環境が重要であるとの認識の下、性別に関わらず各役職員の業務執行能力に基づいて処遇を行い、管理職・役員に相応しい人材を適材適所で登用する方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、現在会社法第2条6号に規定する大会社には該当しないため、同法362条5項の適用は受けませんが、内部統制システム構築に関しては、重要事項であるとの認識から「内部統制システム構築の基本方針」を取締役に於いて決議しております。その基本方針は、取締役をはじめ全役職員の業務執行が法令、定款に準拠し内部管理体制の下、牽制機能が働く組織を構築するコンプライアンス体制の整備、損失回避のためのリスクマネジメント体制確立等により、企業の社会的責任を果たしていくことと承知しております

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当な要求を受けた場合には屈することなく毅然とした対応を行うことを基本的な方針とし、次のような体制としております。

- ・管理部門管掌取締役をコンプライアンスに係る責任者と定め組織的な対応を原則としております。
- ・各種契約書、取引約款等に、反社会的勢力とは取引しない旨明記します。
- ・本社所在地の所轄警察等の外部専門機関との連携を図る方針であります。

V. その他

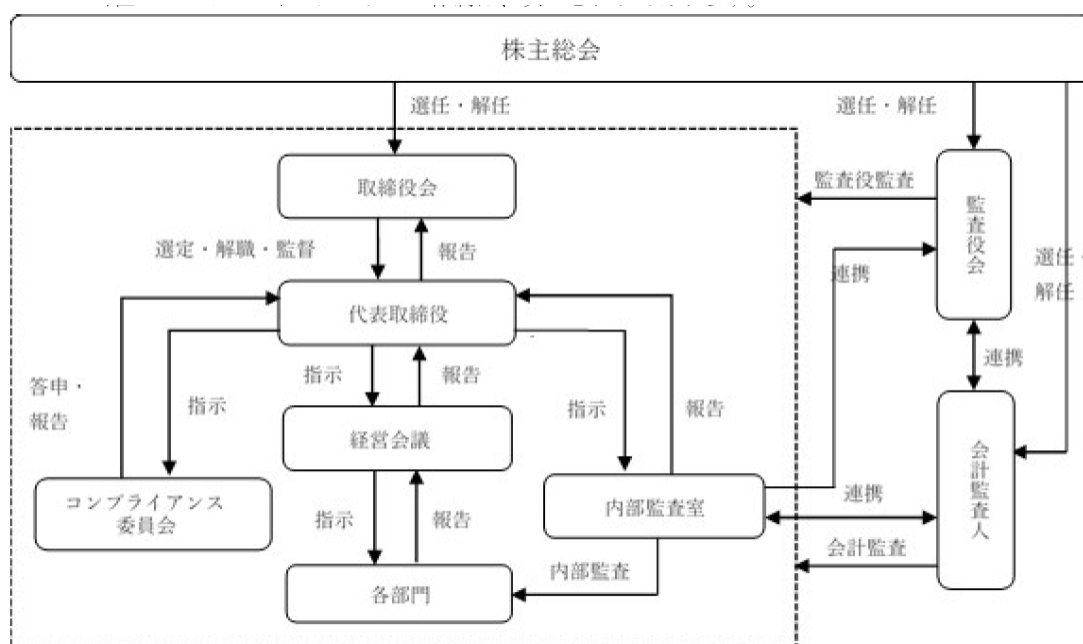
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

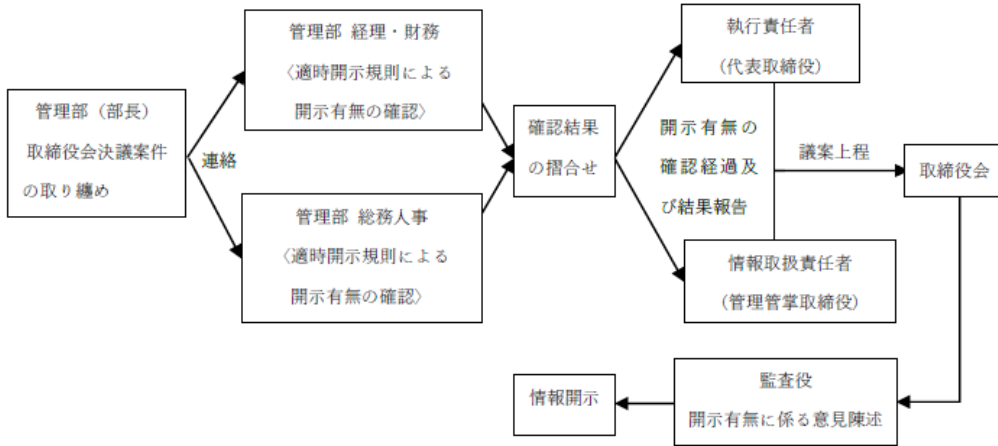
当社のコーポレート・ガバナンス体制および適時開示体制に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制の概要（模式図）】

〔当社に係る決定事実・決算に関する情報等〕



〔当社に係る発生事実にに関する情報等〕

